

## 方法書知事意見（個別の事項）に対する事業者の対応状況

## 2 事業特性

(1) 異常な豪雨や地震等の発生時においても施設の機能が損なわれないよう、防災対策に努めること。

→事業者は、異常な豪雨の対策として、排水路の整備、埋立地を区画割りすることによる不要な表面水の排除を計画し、また、地震の対策として、法令等の基準に基づく施設の耐震安定性の確保、地震発生時の速やかな点検の実施等により施設の安全性を確保する計画である。

(2) 遮水シート破損時の緊急時の措置について明らかにすること。

→事業者は、自己修復型の遮水シートの採用を計画している。

## 3 大気環境

(1) 主風に対して風下となる中島集落において、粉じんの影響について評価を行うこと。

→事業者は、中島集落に粉じんの調査地点を追加して評価を行っている。

(2) 最終処分場の稼働により悪臭が発生すると考えられる場合は、その影響について評価を行うこと。

→事業者は、最終処分場の稼働における悪臭の影響についての評価は行っていないが、廃棄物のほとんどが焼却残さ、不燃残さ、川土砂などの無機物であること、また、既存の処分場の供用時に悪臭に関わる影響や周囲からの苦情の発生がないことを踏まえて、最終処分場の埋立時における悪臭の影響を評価している。

## 4 水環境

(1) 不要な表面水の除去や浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、処理後の放流水の水質の改善に努めること。

→事業者は、排水施設による雨水の排水、埋立地を区画割りすることによる不要な表面水の排除、汚泥の搬出等の維持管理等により放流水質の改善に努めることとしている。

(2) 天王川の水質について、既存処分場からの排水の影響を受けない上流部に調査地点を設けること。

→事業者は、意見のとおり調査地点を新たに設け、評価を行っている。

## 5 地形及び地質

計画地周辺に活断層がある場合は、その影響について評価を行うこと。

→事業者が既存資料の調査を行ったところ、計画地周辺に活断層が確認されていないことから、その影響について評価を行わないこととしている。

## 6 動植物

動植物の調査区域について、既存処分場からの排水の影響を受けない上流部まで調査区域を拡大すること。

→事業者は、意見のとおり調査区域を拡大し、評価を行っている。

## 7 廃棄物

造成工事にともなう土砂の掘削量及び残土の発生量を明らかにし、残土を廃棄物として処理する際と、覆土として利用する際の環境影響を評価すること。

→事業者は、造成工事にともない掘削した土砂を可能な範囲で盛土等へ流用する計画とし、残土として場外へ搬出する運搬車両についての大気環境への影響、覆土として利用するためにストックする際の周辺環境への影響について評価を行っている。